



2012年11月発行 第46号  
**つちや通信**

土屋税理士事務所  
アイフィールド有限公司  
福山市西深津町5-6-2  
TEL : 084 - 923 - 6948  
http://ai-field.co.jp

紅葉から落葉の季節を過ぎると、、、あっという間に師走です。  
最近冷え性の方も増えているようですが、一番いけないのが内臓を冷やす事だそうです。  
皆様も毎日の習慣として飲み物は温かいものを選ぶようにしたり、お風呂に入るときもゆっくり湯船につかって体調を整えてください！



土屋税理士事務所、アイフィールド(有)のホームページを  
ご覧ください♪  
HPアドレス ⇒⇒⇒ <http://ai-field.co.jp>

# 年末調整の時期が近づきました

## 年末調整に必要な書類

書類の準備は  
お早めに！

- ①源泉徴収簿(1~12月の給与台帳)
- ②年末調整される方全員の「給与所得者の扶養控除等申告書」
- ③年末調整される方全員の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」



《注》 保険料控除申告書の記入欄が、平成24年分から少し変わっています。従来の一般の生命保険料と個人年金保険料の各欄に新保険料・旧保険料を書く欄が設けられました。また新しく介護医療保険料の欄が追加されました。

### 添付書類

生命保険料控除証明書 ・ 地震保険料控除証明書  
社会保険料控除証明書 ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書

※国民健康保険を支払っている人はその金額を申告書に記入  
※配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得金額を申告書に記入

- ④年末調整される方の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(初年度は確定申告になります)  
金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要

- ⑤今年入社された方は、前の職場の源泉徴収票

## 去年と比べて変わった点

### 平成24年1月1日以後の契約より「生命保険料控除制度」が改正されました

「介護医療保険料控除」の新設  
現行の「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を対象とした契約の払込保険料について「**介護医療保険料控除**」が新設されました。

各保険料の適用限度額の変更  
「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」の適用限度額が**4万円**に変更されました。また新設される「介護医療保険料控除」の適用限度額も**4万円**です。

合計控除適用限度額の変更  
「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」をあわせた**全体の控除適用限度額が12万円**に拡充されます。

### 新旧制度ごとの適用限度額

■旧制度 契約日がH23年12月31日以前

控除枠	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円

合計控除適用限度額	10万円	7万円
-----------	------	-----

■新制度 契約日が平成24年1月1日以降

控除枠	所得税	住民税
一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	4万円	2.8万円

合計控除適用限度額	12万円	7万円
-----------	------	-----

※ 契約日が平成23年12月31日以前の契約については平成24年1月1日以後も旧制度が適用されます。

参考 住民税の適用限度額も変更されます。合計控除適用限度額は7万円のままで。

### 具体例

■旧制度適用契約しかない場合

従来通り、一般の生命保険と個人年金の枠でそれぞれ5万円を限度として控除額を計算します。  
⇒ **最高10万円**

■新制度適用契約しかない場合

一般・介護医療・個人年金の枠でそれぞれ4万円を限度として控除額を計算します。  
⇒ **最高12万円**

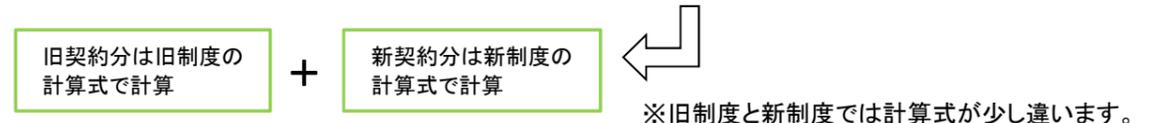
■新旧両制度適用の契約 (注! ここがちょっと分かりにくいです)

1. 一般・個人年金の旧制度と新制度の保険料をそれぞれ計算して控除額を出します。

旧制度部分の支払った保険料を計算して控除額が

①4万円を超える場合は5万円を限度に旧制度の控除額のみを使いましょう。

②4万円を超えない場合は新制度部分の控除額も足して使いましょう(※**4万円が限度**)。



例えば一般の生命保険の年間保険料の金額が旧契約と新契約の合計で11万円である場合上記の①と②に当てはめてみましょう。

	年間保険料	控除額	⇒	控除限度額
①	旧契約	10万円	⇒	5万円
	新契約	1万円		
②	旧契約	5万円	⇒	4万円
	新契約	6万円		

2. 介護医療保険は新制度なので4万円を限度に計算します。  
⇒ **最高12万円**

# 通勤手当の非課税限度額が変わりました

役員や従業員に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額までは非課税となっています。

## ■通勤手当の非課税限度額

### ① 交通用具(車・自転車)で通勤の場合

マイカー通勤等の人に、ガソリン代相当額を通勤費として支給する場合、その片道の通勤距離に応じて、1ヶ月当たり一定の金額(距離比例額)までが非課税とされています。(表1参照)

### ② 交通機関(バス・電車)で通勤の場合

最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額で、1か月当たり10万円を超える場合には、10万円が非課税となる限度額とされています。

①と②の両方を使って通勤している場合の非課税限度額は①と②の合計金額です。  
⇒ 最高限度:月額10万円

非課税限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、**超える部分の金額が給与として課税**されます。

会社は、この超える部分の金額を給与の額に上乗せしてから所得税の源泉徴収を行います。

**平成24年1月よりマイカー通勤者等が受ける通勤手当の非課税限度額が改正されました。**  
(表2参照)

## 1.平成23年12月までの取扱い

(表1)の色付けした部分がちょっと複雑なのですが、「運賃相当額」(公共交通機関を利用して通勤したら負担することとなる運賃に相当する金額)が距離比例額を超える場合は、その「運賃相当額」が非課税限度額となる措置というのが設けられていました(最高限度:月額10万円)。

## 2.平成24年1月からの取扱い

今回の改正により、上記の**運賃相当額が距離比例額を超える際の措置が廃止**となります。そのため、通勤手当が距離比例額を超えており、運賃相当額までを非課税として取り扱っている場合は、距離比例額を超える金額について課税する必要があります。

※なお、この改正は**平成24年1月以降に支給する通勤手当から適用**となっています。

(表2) [改正前] [改正後]

32,000円 通勤手当の額	2,000円が 課税対象	
30,000円 運賃相当額		7,500円が 課税対象
24,500円 距離比例額	運賃相当額 まで非課税	距離比例額 まで非課税



(表1)

マイカー通勤者等の 非課税限度額(距離比例額)	
片道の通勤距離	限度額/月
2km未満	全額課税
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

# 弥生サポート塾

**弥生給与**では毎月の通勤費を従業員別に設定しておくことができます。

給与明細の入力時に、通勤費の非課税額と課税額を自動で分けてくれるので便利な機能です。でも設定を間違えると、全額非課税になったりするのでこの機会にぜひ確認してみてください。

## 【操作手順】

クイックナビゲータの『給与支払』タブから『従業員』をクリック、『通勤費』タブをクリックして、該当従業員を選択します。



『支給額』の欄に毎月の金額を入力します。



次にその下の欄の『交通区分』ですがここが要注意です！

**初期設定では『交通機関』(バスや電車)となっています。**

◎交通機関で通勤する方はそのまま大丈夫です。

◎マイカー通勤の方は『交通機関』のまま設定してしまうと10万円までが非課税となってしまうので、必ず『**交通用具**』を選びなおすようにしてください。

すると、『**交通用具を使用する距離**』の欄が選択できるようになりますので、片道の距離を選んでください。

下の『**非課税限度額**』の欄に交通用具を使用した場合の金額が表示されましたでしょうか。

設定は以上です。これで通勤費の非課税額と課税額が正しく判断されます。

※新入社員の方の設定や、お引越し等で通勤手当や距離に変更がある場合は

上記の設定変更が必要です。

# 復興特別所得税の源泉徴収

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得税については、源泉所得税を徴収する際、**復興特別所得税**を併せて源泉徴収し、納付しなければならないこととなります。



$$\text{【計算式】復興特別所得税額} = \text{所得税額} \times 2.1\%$$

『平成25年分源泉徴収税額表』には復興特別所得税相当額が含まれていますので、平成25年1月1日からの毎月の給与や賞与については、こちらの税額表に基づき徴収をお願いします。

※土屋税理士事務所の報酬源泉についても同じです。

復興特別所得税も併せて納付してください。



次のような方を  
ご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

